

労働者派遣事業に関する情報提供

■ 労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

2023年4月1日～2024年10月31日

	①労働者数	②派遣先数	③派遣料金平均額 (1日8時間/円)	④賃金平均額 (1日8時間/円)	⑤マージン率	⑥教育に関する事項 教育訓練の種類	費用負担
滋賀営業所	244人	15社	15,067円	11,013円	26.9%	入職時：モラル・ヒューマンスキル・マナー 職能別：ものづくり(初級・中級・上級)・品質管理 階層別：現場リーダー	無

※ ① 期間中に派遣契約があった労働者(退職者含む)

【補足】

- ・マージン率計算方法：マージン率=(派遣料金平均額 - 派遣労働者賃金平均額) ÷ 派遣料金平均額
- ・派遣料金及び労働者賃金平均額は、実績に基づく額となりますので、割増賃金等も含まれております。

■ 労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定に関する事項(全事業所共通)

労使協定方式締結	有	協定有効期間	2024年4月1日～2026年3月31日
労使協定の対象範囲	事業所で雇用する全ての派遣労働者		

■ キャリアコンサルティング相談窓口

管理部 0748-69-6995